

やまと広域環境衛生事務組合行政財産使用料条例

(平成29年4月18日条例第3号)

(趣旨)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定による許可を受けてする行政財産の使用に係る使用料については別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

(使用料)

第2条 行政財産の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次条に定める使用料を納付しなければならない。

(使用料の額)

第3条 使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 土地（従物を含む。）を使用する場合の年額は、近傍類似の土地の固定資産税台帳に登録された価格を基に算出した使用面積相当額に100分の5を乗じて得た額とする。

(2) 建物を使用する場合の年額は、当該建物及びその敷地について、それぞれ次により算出した額を合計して得た額とする。

ア 建物の推定再建築費、耐用年数、経過年数、維持及び保存の状況、利用効率等を考慮して算定した当該建物の適正な価格に100分の5を乗じて得た額

イ 当該建物の敷地に相当する面積の土地について、前号により算出した土地の使用料に相当する額

(3) 自動販売機設置に係る年額は、それぞれ次により算出した額を合計して得た額とする。

ア 専用部分の面積1平方メートルにつき20,000円を乗じた額

イ 電気使用量として飲料の自動販売機は3,000円、たばこの自動販売機は6,000円の月額

(4) 前各号の規定により難い場合は、管理者が実情に応じて定める額とする。

2 前項各号の規定により算出して得た1件の使用料の額が100円未満であるときは、その使用料は100円とし、使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数は切り捨てるものとする。

(必要経費)

第4条 使用者は、前条に規定する使用料に加え、当該行政財産の使用に係る必要経費を負担しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の納付)

第5条 使用者は、使用前にその使用料を納付しなければならない。ただし、管理者が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第6条 土地又は建物の使用が次の各号のいずれかに該当する場合は、使用料を減額し、又は免除することができる。

(1) 国、他の地方公共団体その他公共団体において、公用又は公共用に供するため使用するとき。

- (2) 公共的団体又は公益団体がその事務又は事業のため使用するとき。
- (3) やまと広域環境衛生事務組合との共催等による事業の用に供するため使用するとき
- (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により応急用の施設として使用するとき。
- (5) 使用者が地震、風水害、火災等の災害のため、当該財産を使用の目的に供し難いと認めるとき。

(使用料の還付)

第7条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料の全部又は一部を還付することができる。

- (1) 公用又は公共用に供するため行政財産の使用許可を取り消したとき。
- (2) 使用者の責めに帰することができない理由により、行政財産の使用の開始又は継続ができなくなったとき。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。